

液化石油ガスの保安業務等の実施に係る嚴重注意について

平成21年12月11日
中国四国産業保安監督部四国支部

中国四国産業保安監督部四国支部は、平成21年11月30日、株式会社 藤田商店本社に対し、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「法」という。）第83条第2項の規定に基づき、立入検査を行った結果、以下のとおり法令違反が認められました。

- (1) 自社で実施することになっている保安業務（定期供給設備点検、定期消費設備調査）について、法に定める期限内に未実施のものが多数認められた。
（法第34条第1項関係）
- (2) マンション、アパート等、集合住宅の供給設備について、法に定める期間、帳簿を保存しなかったため、過去の点検結果がすべて不明であり、かつ、点検の期限管理を行うための書類（データ）も存在しない状況であった。
（法第20条第1項、法第34条第1項、法第81条第1項関係）
- (3) 集合住宅等の埋設供給管（ポリエチレン管を除く。）について、点検記録が残されていないため、漏えい試験を実施したかどうか不明であった。
（法第34条第1項関係）
- (4) バルク供給設備について、定期供給設備点検（4年毎）が法に定める期限内に未実施のものが認められた。
（法第34条第1項関係）
- (5) バルク供給設備について、安全弁の検査（交換）が法に定める期限内に未実施のものが認められた。
（法第16条第2項関係）

以上のような法令違反及び不十分な保安管理が行われていたことは、誠に遺憾であり、同社に対して嚴重に注意しました。また、当該法令違反について、速やかに改善し、その結果を報告するとともに、再発防止策を策定することを求めました。

[本件に関する問い合わせ先]
中国四国産業保安監督部四国支部 保安課
大川課長、宮下課長補佐
電話 087-811-8589（直通）